

日本産業衛生学会学会賞・奨励賞・功労賞の候補者推薦依頼

日本産業衛生学会
理事長 大前 和幸

日本産業衛生学会表彰制度規定に則り、学会賞、奨励賞、功労賞の候補者の推薦をお願い致します。各候補者の推薦の締め切りは8月31日です。

下記の日本産業衛生学会表彰制度規定及び各選考細則をお読みいただき、ご推薦下さいませようお願い致します。ご推薦に際しては新しい書式を用意しましたので、事務局にお申し出下さい。

記

日本産業衛生学会表彰制度規程

- 第1条 日本産業衛生学会は産業衛生学と産業衛生活動の発展に著しく寄与した個人または団体を顕彰するために表彰を行う。
- 第2条 表彰制度として、学会賞、奨励賞、功労賞、感謝状を設ける。
- 第3条 学会賞、奨励賞、功労賞の選考は別に定める細則に基づき選考委員会が推薦し、理事会で決定する。
- 第4条 選考委員は理事長が理事会に諮り、委嘱する。委員長は委員の互選による。
- 第5条 選考委員の任期は2年とする。
- 第6条 表彰は学会総会で行う。
- 第7条 各部会、地方会はこの規程及び細則に準じて、表彰することが出来る。
- 付則 1. この規程の変更は、理事会の議決による。
2. この規程は、平成12年10月14日から施行する。

日本産業衛生学会賞選考細則

- 第1条 日本産業衛生学会賞は、永年にわたる真摯な研鑽によりすぐれた研究業績を挙げ、日本産業衛生学会の発展充実に貢献の著しい本学会会員を顕彰することにより、わが国の産業衛生学領域における学問水準の飛躍的向上を図ることを目的とする。
- 第2条 学会賞の受賞者は産業衛生学に関する独創的研究で学会の発展に著しく貢献したもので、会員歴が15年以上、応募締切日60歳未満のもの。
2. 受賞者数は原則として毎年1名以内とする。
- 第3条 候補者の推薦は原則として正会員2名の推薦状を付して、下記の書類を理事長に提出する。ただし、推薦者のうち1名は受賞候補者と同一機関以外のものとする。
- 1) 候補者の氏名、生年月日、所属、所属先住所、略歴、

関連論文目録

- 2) 業績の概要 (2,000字以内)
- 3) 受賞対象となる研究業績に係わる論文の別冊
- 4) 推薦状
2. 候補者の推薦は、毎年4月1日から8月31日までの間に行う。
- 第4条 選考委員会は理事5名で構成する。委員長は委員の互選による。
2. 選考委員会は当該年度10月末日までに受賞候補者を理事会に推薦する。
3. 理事会は委員会の推薦に基づき、受賞者を決定する。
- 第5条 表彰は日本産業衛生学会総会において行い、受賞者は受賞講演を行う。
- 付則 1. この細則の変更は、理事会の議決による。
2. この細則は、平成12年10月14日から施行する。

日本産業衛生学会奨励賞選考細則

- 第1条 日本産業衛生学会奨励賞（以下奨励賞という）は、産業衛生の分野における研究または実地活動において、価値ある業績を挙げている会員を表彰することにより産業衛生の振興と奨励を図ることを目的とする。
- 第2条 奨励賞の受賞者は、5年以上日本産業衛生学会の正会員であり、以下の活動成果並びに業績を挙げたものとする。
- 1) 現在の成果ならびに将来発展の可能性。
2) 産業衛生への実際的貢献。
2. 受賞者数は原則として毎年2名以内とする。
- 第3条 候補者の推薦は、原則として正会員2名の推薦状を付して、下記の書類を理事長に提出する。ただし推薦者のうち1名は同一機関以外のものとする。
- 1) 受賞候補者の氏名、生年月日、所属、所属先住所、略歴

- 2) 研究・実地活動の概要 (2,000 字以内)
- 3) 受賞対象となる研究・実地活動の資料 (1. 日本産業衛生学会, 学会誌, 地方会学会, 研究会, 研修会, 部会等での発表, 2. 関連する業績, 報告書, 活動記録等)
- 4) 推薦状
2. 候補者の推薦は, 毎年4月1日から8月31日までの間に行う。
- 第4条 選考委員会は理事5名で構成する。委員長は委員の互選による。
2. 選考委員会は, 当該年度10月末日までに受賞候補者を理事会に推薦する。
3. 理事会は委員会の推薦に基づき, 受賞者を決定する。
- 第5条 表彰は日本産業衛生学会総会において行い, 受賞者は受賞講演を行う。
- 付則 1. この細則の変更は, 理事会の議決による。
2. この細則は, 昭和63年6月1日から施行する。
3. 平成12年10月14日に改定した。

日本産業衛生学会功労賞選考細則

- 第1条 日本産業衛生学会功労賞は, 永年にわたる真摯な産業衛生活動によりすぐれた業績を挙げ, 日本産業衛生学会の発展に貢献の著しい会員を顕彰する。
- 第2条 功労賞の受賞者は日本産業衛生学会の正会員で, 下記のすべての条件を満たす者とする。ただし, 名誉会員推薦の条件を満たす経歴を持つ会員, ならびに

現役員は受賞対象から除く。

- 1) 満70歳以上の者
- 2) 日本産業衛生学会の正会員歴25年以上の者
- 3) 評議員又は代議員歴5年以上の者
- 4) 産業衛生活動又は産業衛生教育・研修活動に, 合算して25年以上従事した者
- 5) 産業衛生学会, 各部会又は研修会等で発表, 講演又は論文発表を合計5回以上行った者
2. 受賞者数は若干名とする。
- 第3条 候補者の推薦は, 原則として正会員2名の推薦状を付して, 下記の書類を理事長に提出する。ただし推薦者のうち1名は同一機関以外のものとする。
- 1) 候補者の氏名, 生年月日, 所属, 所属先住所, 略歴
- 2) 業績の概要 (2,000 字以内)
- 3) 受賞対象となる業績目録
2. 候補者の推薦は毎年4月1日から8月31日までの間に行う。
- 第4条 選考委員会は理事3名で構成する。委員長は委員の互選による。
2. 選考委員会は, 当該年度10月末日までに受賞候補者を理事会に推薦する。
3. 理事会は委員会の推薦に基づき, 受賞者を決定する。
- 第5条 表彰は日本産業衛生学会総会において行う。
- 付則 1. この細則の変更は, 理事会の議決による。
2. この細則は, 平成12年10月14日から施行する。
3. この細則は, 平成20年3月15日に改定した。

名誉会員の推薦に関する細則

- 第1条 定款に定める名誉会員は本会の発展に著しい功労のあった正会員で, 第2条の条件に該当するものとする。
- 第2条 名誉会員推薦の条件は, 満70歳以上, かつ会員歴30年以上のもので, 次のいずれかに該当するものであること。
1. 理事, 監事, 地方会長, のいずれかを合わせて3期以上務めたこと。
2. 日本産業医学会, 日本産業衛生学会, 日本産業医協議会, 産業医・産業看護全国協議会の企画運営委員長, または学会長として開催に寄与したこと。
3. 産業衛生に関する国際会議の会長, または国際機関や国際学会の理事, 専門委員会委員長, 代議員として産業衛生の発展に貢献したこと。
- 産業衛生に関する国際会議は以下のものとする。
- 1) 日本産業衛生学会が主催・共催した国際会議・シンポジウム

- 2) 国際労働衛生会議 (ICOH), アジア労働衛生会議 (ACOH), 世界保健機関 (WHO), 国際労働機関 (ILO) などの国際機関が主催・共催する国際会議・シンポジウム

4. 以上のほか, 上記と同等以上と認められた場合。

- 第3条 名誉会員候補者の推薦は, その会員の所属する地方会長が行う。地方会長は候補者名, 生年月日, 住所, 略歴, 業績の概要を付した推薦状を当該年10月末日までに理事長に提出する。
- 第4条 選考委員会は理事3名で構成する。委員長は委員の互選による。
2. 委員会の選考に基づき理事会で承認し, 総会で推薦する。
- 第5条 名誉会員は本学会会費及び学会参加費が免除される。
- 付則 1. この細則の変更は, 理事会の議決による。
2. この細則は, 平成7年7月1日から施行する。
3. この細則は, 平成12年10月14日に改定した。
4. この細則は, 平成17年9月24日に改定した。